

「自動体外式除細動器（AED）賃貸借」質問への回答

令和8年3月16日

No.	質問事項	回答
1	仕様書 3(11) 「コーチングする機能」とありますが、胸骨圧迫・人工呼吸の手順はAEDに付帯する簡易取扱説明書に図示され、AEDからは電源ONから胸骨圧迫のリズム音が流れ、心肺蘇生を開始する時には「直ちに胸骨圧迫と人工呼吸を始めてください」、30秒ごとに「胸骨圧迫と人工呼吸を続けてください」、さらに、心肺蘇生を始めてから約2分間が経過し心肺蘇生を一時中断して心電図を解析する時には、「残り 5 回です。体から離れてください。」と音声ガイドが流れればよろしいでしょうか。	問題ありません。
2	仕様書 3(13) 日本光電工業製AED3100 は耳マークを取得しておりませんが、AED本体の表示パネルにてパッド指示ランプでパッドの装着を判断する事が可能であり、操作ガイダンスの簡易説明書を付属しております。 そのためAED3100も同等の認識でよろしいでしょうか。	問題ありません。

3	<p>仕様書 9(2) 「消耗品の交換」とありますが、本件の消耗品交換については、下記の運用でもよろしいでしょうか。</p> <p>①消耗品の定期交換は、使用期限を迎える前にQRコード読取で交換要領が分かる案内文書と新しい消耗品を弊社負担で設置先に送付、消耗品は設置先のご担当者に交換して頂き、同梱の返送伝票で古い消耗品を返送頂く運用。</p> <p>②AED 使用時には、弊社コールセンターへご連絡頂き、QRコード読取で交換要領が分かる案内文書と補充消耗品を弊社負担で設置先に送付、消耗品は設置先のご担当者に交換して頂き、同梱の返送伝票で古い消耗品を返送頂く運用。</p>	<p>①「交換要領が分かる案内文書」は、QRコード読取ではなく、交換要領が分かる案内文書そのものを新しい消耗品と併せて送付をお願いします。また、古い消耗品に係る同梱の「返送伝票」については、賃貸者負担の着払い伝票をお願いします。</p> <p>②「交換要領が分かる案内文書」は、QRコード読取ではなく、交換要領が分かる案内文書そのものを補充消耗品と併せて送付をお願いします。また、古い消耗品に係る同梱の「返送伝票」については、賃貸者負担の着払い伝票をお願いします。</p>
4	<p>仕様書 9(8) 「取扱い説明」とありますが、AEDに付帯する簡易取扱説明書に胸骨圧迫・人工呼吸の手順が図示され、その他に取扱説明書を同梱しており、取扱説明の YouTube 動画を用意しています。また、弊社コールセンター（24時間対応）へ連絡いただければ、質問や不明点に詳しくお応えする体制もございます。</p> <p>そのため、現地対応は不要との認識でよろしいでしょうか。</p> <p>もし、現地対応が必要である場合には、弊社社員がAED本体を展示し、取扱説明書を用いて、具体的にAED使用方法・心肺蘇生法をご説明すればよろしいでしょうか。</p>	<p>取扱説明書等が付属していることを説明したうえで、設置場所の職員から求めがあった場合に、機器本体と取扱説明書を用いて説明する方法で問題ありません。</p>

以上